神栖地域中心市街地地区整備(二期)事後評価(案)に関するパブリックコメント 主な意見と市の考え方

- 1 意見募集期間 令和元年10月15日(火)~11月18日(月)
- 2 意見提出者数及び意見等件数 意見者数 1名 意見等件数 10件
- 3 意見の内容と市の考え方

| 0 , | 3 意元の内谷と中の考え方 | | | |
|-----|---------------|---|---|--|
| NO. | 箇所番号 | 意見の内容 | 市の考え方 | |
| 1 | 様式2-1、指標 | 今後、防災訓練等を通して市民にかみす防災アリーナ周知していくとなっていますが、11月に予定される防災訓練は地域が限られた一部の防災訓練となっており市民全体の周知になっていません。 | 今回の防災訓練につきましては、津波避難を想定した訓練であり徒歩で避難できる地域を対象に実施したものでございます。また、かみす防災アリーナの周知については、広報紙や防災訓練・防災講演会等をとおし引き続き周知を図ってまいります。 | |
| 2 | | かみす防災アリーナ避難所として最新の機能があります。地区限定の避難所と して開設するだけでなく、神栖市全体の避難所として開設して市民への周知を 図ってほしい。 | かみす防災アリーナは防災における拠点施設として考えております。アリーナへの一時避難につきましては、近隣地域が対象となりますが、中長期避難については市内全体を対象とした対応を図ってまいりたいと考えておりますので、広報紙や防災訓練・防災講演会等をとおし引き続き周知を図ってまいります。 | |
| 3 | 様式2-1、指標1 | 事前にアンケートを取っていますがアンケートの結果が公表されていません。 | アンケートの結果につきましては事後評価シート資料2-1の指標1に反映されておりますが、 その他の項目についても公表を検討したいと思います。 | |
| 4 | 様式2−2 | 案内看板は当初3箇所を予定していました。今回は1箇所だけになっています。 市民・市民以外の周知のためにも、計画通りの看板設置をお願いします。 | 当初の計画位置とは異なりますが、現状は区域外を含めて2箇所設置されております。また県道粟生、木崎線側にも一箇所設置予定でしたが、下水道工事が今後見込まれるため、設置を見送っております。 | |
| 5 | 様式2−2 | 平成29年に公共サインの設置基準を改定しているが、アリーナの誘導看板は その基準に適合しているのか。P9に設置場所についての記載がある。 | 既に設置済みの2箇所の誘導サインについて配置基準及び設置基準に適合していると認識しています。今後、新たな看板設置につきましては協議、検討していく必要があります。 | |
| 6 | 様式2-1 | かみす防災アリーナ及び神栖中央公園には避難所の看板がどこにもありません。避難所のマーク(絵)だけでは市民の周知になっていません。 | かみす防災アリーナの避難所看板については、今年度、「指定緊急避難場所」及び「指定 避難所」を示す看板を設置します。 ※「大規模水害時における広域避難の連携に関する協定」につきましては、水害時に他市 からの避難者の受け入れ先として、神栖第四中学校と平泉コミュニティーセンターを指定 しております。かみす防災アリーナについては、現段階で同協定に基づく避難所にする予 定はありませんが、他市町村の要請等考慮しながら、将来的な指定につきましては検討の 余地はあると思います。 | |
| 7 | 様式2-1 | 神栖中央公園の外周歩道で124号線の電柱に避難所の案内が大野原コミュニティーセンターになっています。避難所の看板の見直しが必要と思います。 | | |
| 8 | 様式2-2 | かみす防災アリーナは広域避難所(市外から受け入れ)の機能がありますが、 この避難所の周知や看板設置がありません。 ※広域避難所の根拠は都市再生整備計画に記載のある「大規模水害時におけ る広域避難の連携に関する協定」より | | |
| 9 | | 木崎広場は駐車場となっていますが、かみす防災アリーナ建設時の工事関係 者の駐車場として使われず、アリーナ東側の多目的広場を6か月間使用したため 市民がこの広場を使えませんでした。かみす防災アリーナの小さなイベント時に 木崎広場の駐車場を使わずに、多目的広場を駐車場として利用していました。こ の木崎広場の駐車場が有効に利用されていません。 | 今後、小規模なイベントに関しましては原則として多目的広場に優先して木崎広場を駐車場と して利用する方針です。 | |
| 10 | | かみす防災アリーナは台風15号で屋根やガラスに被害が発生したと聞いています。今後予想されるスーパー台風発生時に避難所としての機能があるのでしょうか。 | かみす防災アリーナについては、地域の防災拠点施設として機能するよう、指定管理者と協力しながら、引き続き市民の安全・安心の確保に努めます。 | |
| _ | | | | |